困ったとき、わからないときは…

北部地方振興事務所 栗原地域事務所 県民サービスセンター

0228-23-5700

北部地方振興事務所 県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会 古川法律相談センタ 0229-22-4611 栗原圏

仙台圏

気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター 0226-22-7000

仙台弁護士会 気仙沼法律相談セン 0226-22-8222

気仙沼・本吉圏

登米圈

東部地方振興事務所 登米地域事務所 県民サービスセンター

0220-22-5700

仙台弁護士会 登米法律相談セン

0220-52-2348

0225-93-5700

東部地方振興事務所 県民サービスセンター

仙台弁護士会 石巻法律相談センタ

0225-23-5451

022-223-2383

大崎圏

大河原地方振興事務所 県民サービスセンター

0224-52-5700

県南法律相談センタ 0224-52-5898 仙南圏



相談受付時間

◆宮城県消費生活センター

平日9:00~17:00 土・日 9:00~16:00 ※祝日・年末年始はお休みです。

▶各地方振興事務所 県民サービスセンター

月~金曜日 9:00~16:00 ※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決する ためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- ●無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

~-1

●県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律 相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

◆仙台市消費生活センター 022-268-7867 ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703

◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの 電気通信サービス相談窓口

◆東北総合通信局

情報通信部 電気通信事業課

022-221-0632

◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活 相談窓口を設置しています。







INDEX

- ◆特殊詐欺の被害金額が8億円を超えました!
- ◆冬の製品事故に気をつけてください!
- ◆ネットショッピング・ネットオークションの利用は慎重に
- ◆オンラインゲームで遊ばせる時は気をつけて!

December **人** 月号

第57号

特殊詐欺の被害金額が8億円を超えました!

連日、新聞等で特殊詐欺(オレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求など)に関する報道が繰り返されてい ます。宮城県警によると、平成26年1月~10月の県内の被害総額は8億7400万円に上り、過去最高だ った平成18年の約8億80万円を既に超えたそうです。

今回は、県消費生活センターに実際に寄せられた相談を紹介します。参考にしていただき、未然防止に 役立ててください。

架空請求

省庁関係の法人から、「民事訴訟通達書」というハガキが届いた。企業への未払いがあり訴訟 を起こすと書いてあり、異議がある場合は5日以内に連絡するように書かれていたので、慌て て電話をした。すると、家を建てた時かリフォームした時の未払いがあると言われたが、覚え が無いので電話を切った。



「異議がある場合は連絡して」などと書いてあっても、身に覚えがなければ連絡してはいけません! 「もしかしたら、あの時の・・・」と心配になった時は、お住まいの地域の消費生活センターに相談して ください。また、一度連絡を取ってしまうと、相手からしつこく連絡が来る可能性があります。留守 番電話サービスや発信先の番号が表示されるサービスなどを利用して、知らない番号からの着信は出 ないようにするなど、相手とはこれ以上関わらないようにしましょう。

役所から「5年分の医療費の払い戻しがあります。書類を送りましたが、届いていますか? 今日が期限です。社会保険事務所へ行くか、直通ダイヤル手続きができます。受付番号と名前、 還付金32.658円を電話で伝えてください。」と電話がかかってきたが本当だろうか?

返付金詐欺



公的機関の職員が還付金受け取りの手続きを電話のみで行うことはありません!

還付金詐欺は、還付金受け取りの手続きをするために ATM に誘導し、送金させます。最近は警戒が 厳しい金融機関のATMではなく、コンビニや病院、市役所のATMへ誘導するケースが見られます。 また、「期限が今日まで」などと急かし、冷静に考えたり周囲に相談したりする余裕を与え ません。一度支払ってしまうと、お金を取り戻すことは極めて困難です。不審に感じたら、す ぐに最寄りの警察署やお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

冬の製品事故に気をつけてください!



今年も寒い季節がやってきました。皆さんもすでに暖房器具を使っているのではないでしょうか。しかし、その取り扱いには十分な注意が必要です。冬に発生しやすい製品事故を紹介しますので、しっかり読んで暖かい冬を過ごしてください。

毎年、石油ストーブに関する事故が多発しています

火を消さずに給油し火災、死亡

石油ストープとその周辺が 焼ける火災が発生し、1人 が死亡、1人が負傷した。 (2012年3月 和歌山県)



原因

石油ストーブの火を消さずにカートリッジタンクに給油した際、カートリッジタンクのふたの締め方が不十分だったために灯油がこぼれ、ストーブの火が引火したものです。

変質灯油を使用したため 火が消えなくなった

E3

石油ストーブの消火ボタンを押して外出したが、戻ったら火が消えていなかった。(2012年11月 栃木県)



え

な

原因

変質した灯油を使用したため、芯先に多量のタールが 固着して芯が消火位置に戻らなくなり、消火できない状態になったものです。

一酸化炭素中毒で死亡

CID

石油ストーブをつけたまま就寝中、一酸化炭素中 毒で死亡した。(2013年12月 島根県)

原因

密閉した室内で使 用していたため、給 気不足から不完全 燃焼状態となって 一酸化炭素が発生 したものです。





- 給油するときは、必ず火を消してください。カートリッジタンクのふたが完全に締まっているか確認してください。
- 使用する際は、こまめに窓を開けるなど換気をしてください。
- 灯油はシーズンを持ち越さずに使い切りましょう。
 変質した灯油を使用すると、芯が下がらずに消火できないなど故障の原因になります。

電気ストーブに毛布などが触れて火災、死亡 🔎 🗼

13

電気ストーブとその周辺が焼ける火災が発生し、1人が死亡した。(2012年2月 石川県)



電気ストーブの近くに置いていた 毛布や雑誌、衣類などが触れて火がついたものです。



- ストーブの近くに燃えやすいものを置か ないでください。カーテンの近くで使用す るのも危険です。
- 寝るときは、スイッチを切ってください。寝返りをうったときに、布団や毛布などがストーブに触れると、ヒーターの熱で火がつくことがあります。

リコール製品に気をつけて!!

使用中の電気ストープ(ハロゲン ヒーター)から出火する火災が発生 し、ストープとその周辺が焼けた。 (2013年2月 山梨県)

原因

製品に不具合があったため事業者がリコールを行っていた製品による事故でした。

- リコール製品から事故が発生しています。リコール 製品に該当する場合、直ちに使用を中止して、事 業者に連絡してください。
- リコール製品は以下のNITEホームページで確認 することができます。

http://www.jiko.nite.go.jp/php/shakoku/search/index.php

取り扱い説明書をよく読み、正しく使用しましょう!

出展:独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)「冬 ついうっかりが思わぬ事故に」

ネットショッピング・ネットオークションの利用は慎重に!

街はクリスマスムード一色。子どもや孫、恋人ヘプレゼントを贈る方も多いでしょう。

しかし、プレゼントを購入する際は注意が必要です。最近、国民生活センターには**子供用玩具のネットオークションに関する相談**が寄せられています。また、併せてネットショッピングに関する相談も依然として多く寄せられています。相手が喜ぶプレゼントを贈りたいと思う気持ちは分かりますが、不安を感じる取引や極端に高価・安価な商品には手を出さない方が良いでしょう。

今回は、ネットオークションとネットショッピングを利用する際の注意点を書きました。参考にしていただき、楽しいクリスマスを過ごしてください。

利用する際のチェックポイント

ネットオークション

- ☑トラブル防止策を講じているサイトか
- ☑サイトの評価欄で、出品者の過去の取引状況を確認したり、オークションサイトのトラブル報告リストに出品者に関連した振込口座などが入っていないか確認する!
- ☑取引状況や相手とのやい取りを印刷する!振込の 控えなども保存!

ネットオークションは個人間取引が原則です。 相手の信頼性の判断は、最終的には自分で行わな ければなりません。出品者・出品内容をうのみに せず、オークションサイトの運営者が提供してい るトラブル情報なども参考にしましょう。

ネットショッピング

- ☑他のショッピングサイトでは売り切れなのに、そこの サイトだけ販売している
- ☑市場価格より極端に安い
- ☑サイトの日本語が不自然
- ☑連絡先がメールアドレスしかない
- ☑支払方法が前払いしか選択できない

ネットショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフはありません。返品特約をよく読み、返品できるかなどよく確認しましょう。

申し込む前に少しでも疑問や不安があれば消費 生活センターに相談してください。

オンラインゲームで遊ばせる時は気をつけて!

「小学生の息子に親のスマートフォンを渡し、オンラインゲームで遊ばせていた。後日、携帯電話会社からの明細で息子がオンラインゲームで1万円課金していたことが分かった。確認すると、携帯電話会社のパスワードを入力せずに全てのコンテンツを購入できる設定となっていたようだ。どうしたらよいか?」

このようなオンラインゲームに関するトラブルが消費生活センターに寄せられています。 子どもに遊ばせる時は、親もゲームや課金のしくみをよく理解してから遊ばせるように しましょう。



オンラインゲームのしくみ

利用することは無料ですが、ゲームを進めるために有利となる有料サービスが用意されています。極端なことを言えば、お金を使えばゲームを始めたばかりの人でも、すぐに強くなれたりアイテムなどをコンプリートすることが可能になっています。

衆 アドバイス ※

- 〇スマートフォンに一度入力したクレジットカード番号が一定時間有効なままになっていたり、携帯の 使用料と合算請求になっていて子どもが有料アイテムを購入できてしまうケースのほか、子どもが大 人のクレジットカードを勝手に持ち出し、番号を入力するケースが多く見られます。
- ○大人はスマホやゲーム機等について理解するとともに、ゲームの料金体系、決済方法等についても確認し、ゲームの遊び方やルールについて子どもとよく話し合いましょう。
- ○クレジットカードの管理には十分注意を!
- ○困ったときは、親子でお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。